

南会津町告示第30号

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

南会津町長 大宅宗吉

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、自然豊かな森林の再生、地域の振興と交流人口の拡大を図るため、行政区（以下「地区」という。）が植樹したオオヤマザクラの管理に要する経費に対して、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、それぞれ当該各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育苗管理 町が配布したオオヤマザクラの生長促進及び管理のための施肥、下刈、害虫駆除等を行うこと。
- (2) 施肥 樹木の生長を促進させるため、肥料を樹木に与えること。
- (3) 下刈 樹木の生長を妨げる草木を除去するため、刈払い機や鎌等で刈払うこと。
- (4) 害虫駆除 樹木の生育を妨げる害虫を駆除するため、消毒液を樹木に散布すること。
- (5) 雪囲い 雪害により、樹木が折れないようにシュロ縄等を活用し、支柱に結び付けること。
- (6) 枯損木 雪害や食害等により、枯死した樹木のこと。

(補助要件)

第3条 南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業の補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町が配布したオオヤマザクラの苗木を過去3年間（当年度を含まない。）で50本以上植樹し、育樹管理を行う地区とする。

2 育樹管理のための必須作業は、次の表に定めるものとする。

作業内容	回数	実施時期
(1)施肥	1回	4月から5月まで
(2)下刈	1回	6月から9月まで
(3)害虫駆除	1回	6月から9月まで
(4)雪囲い	1回	11月から12月まで
(5)枯損木の本数確認	1回	10月から12月まで

3 育樹管理作業に必要な資材及び材料費は、地区が準備する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は植樹した苗木1本当たり1,000円とし、補助限度額は1地区当たり200,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業(変更)実施計画書(様式第2号)

(2)位置図(1/50,000)

(3)その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、規則第5条の規定により、補助金の交付決定をしたときは、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知する。

2 交付決定前の着手は、補助対象としない。

(交付申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業変更申請書(様式第4号)に変更に関する関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは当該申請に係る書類

の審査及びその他必要な調査を実施し、その適否を決定し適当と認めるときは南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 町長は、地区が取り組むヤマザクラ地区育樹管理事業について、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業実績書（様式第8号）

（2）完成写真（各作業実施状況写真）

（3）位置図（1/50,000）

（4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る関係書類を審査及び確認の上、補助金の額を確定し、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付確定通知（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。

（補助金の請求等）

第11条 補助対象者は、前条の規定により額の確定後、南会津ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないことを認めるとき。

(会計帳簿の整理等)

第13条 補助金等の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所
氏 名 印
(地区名及び区長の氏名)

年度南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付申請書

年度において、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金の交付を受けたいので、南会津町補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり交付して下さるよう申請します。

記

1 交付申請の額

金 円

2 添付書類

- (1)南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業（変更）実施計画書（様式第2号）
- (2)位置図（1/50,000）
- (3)その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業（変更）実施計画書

1 事業の所在

南会津町 字 地内

2 対象本数

年度	年度	年度	合計
本	本	本	本

※過去3年間（当年度を含まない）を記載。

3 事業の内容及び計画

作業内容	実施人数	実施時期
施肥	人	月
下刈	人	月
害虫駆除	人	月
雪囲い	人	月
枯損木の本数確認	人	月

4 事業の着手及び完了の予定年月日

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

様式第3号（第6条関係）

南会津町指令 第 号

補助対象者 住 所
氏 名

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金について、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号）第7条及び南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱第6条に基づき、金 円を交付します。

年 月 日

南会津町長

印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所
氏 名 印
(地区名及び区長の氏名)

年度南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け南会津町指令 第 号で交付決定のありました南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業について、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金の額

(1)既交付決定額	円
(2)変更交付申請額	円
(3)差引増減額	円

3 添付書類

- (1)南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業（変更）実施計画書（様式第2号）
- (2)変更位置図（1/50,000）
- (3)その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

南会津町指令 第 号

補助対象者 住 所
氏 名

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました南会津町ヤマザクラ地区育樹管理
事業補助金変更交付申請書について、南会津町補助金等の交付等に関する規則
（平成 18 年南会津町規則第 59 号）第 5 条第 1 項及び南会津町ヤマザクラ地区
育樹管理事業補助金交付要綱第 7 条に基づき、変更決定したので通知します。

年 月 日

南会津町長

印

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付概算払請求書

年 月 日付け南会津町指令 第 号をもって交付決定のありました南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金について、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱第8条に基づき、下記により金 円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

地区名	交付決定額		今回請求額		残額
	事業費	補助金	金額	割合	
	円	円	円	%	円

※ 振込先金融機関口座通帳の表紙の写しを添付してください。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所
氏 名 印
(地区名及び区長の氏名)

年度南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金実績報告書

年 月 日付け南会津町指令 第 号で交付決定のありました南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業が完了したので、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額
金 円
- 2 添付書類
 - (1)南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業実績書（様式第8号）
 - (2)完成写真（各作業実施状況写真）
 - (3)位置図（1／50,000）
 - (4)その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業実績書

1 事業の所在

南会津町 字 地内

2 対象本数

年度	年度	年度	合計
本	本	本	本

※過去3年間（当年度を含まない）を記載。

3 事業の内容及び実績

作業内容	実施本数	実施人数	実施時期
施肥	本	人	月
下刈	本	人	月
害虫駆除	本	人	月
雪囲い	本	人	月
枯損木の本数	本	人	月

4 事業の着手及び完了の年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

補助対象者
様

南会津町長 印

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付確定通知

年 月 日付けで報告のあった南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金について、南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

確定通知額	円
交付決定額	円

様式第 10 号 (第 11 条関係)

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付請求書

年 月 日付け南会津町指令 第 号をもって確定通知
のありました南会津町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金について、南会津
町ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金交付要綱第 11 条に基づき、下記により
補助金の交付を請求します。

記

1 請求額

補助金請求額	円
補助指令番号	年 月 日付け 南会津町指令 第 号

2 振込先

金融機関名		支店名	
ふりがな			
口座名義			
口座番号	普通・当座		

※ 振込先金融機関口座通帳の表紙の写しを添付してください。